

中島村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

中島村教育委員会

目次

1. 計画の趣旨、現状.....	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本村では「人生100年時代を輝き続ける教育」を教育理念として掲げ、そのためには教職員が子供と向き合う時間を確保し、教職員がやりがいと達成感を持って働くことができる教育環境を構築することが大切である。給特法の趣旨を踏まえ、福島県教育委員会が令和6年2月21日に策定した「教職員働き方改革アクションプラン（以下、アクションプラン）」（令和7年2月26日改訂）及び国の指針に基づき、中島村で働く教職員の時間外在校等、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うもの。

(2) 中島村の現状

○中島村では、「中島村公立学校職員の勤務時間に関する規則」の中で教職員の勤務時間を定めるとともに、令和2年には「中島村立小・中学校管理規則」で学校の教職員の在校等時間の上限を定め、在校等時間の削減に取り組んできた。

○こうした取り組みの結果、本村における令和6年度の教職員の時間外在校等時間については次のとおりであった。

時間外在校等時間（令和6年度）（土、日部活動の時間は含まない）

	月45時間未満	月45時間以上 80時間未満の割合	月80時間以上	年平均
小学校 (25人)	64%	28%	8%	月平均43時間
中学校 (15人)	87%	13%	0%	月平均22時間

※対象職種：校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、事務職員

○令和6年度の時間外在校等時間内には、土、日曜日の部活動指導時間等は含まれていないが時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校においては36%、中学校においては13%となっている。土、日曜日の部活動指導時間を合わせれば、さらに増加すると考えられるため、ICTや校務支援システム等のより一層の活用を図ることによって、業務割り当ての見直しや業務負担の軽減を行うとともに、部活動における休養日等の適切な設定や地域展開を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする。【2024年：11日^{*1}】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合について10%未満を維持する。【5%】
- ・ストレスチェックにおける総合健康リスクの値について、85以下を維持する。
【令和7年度：81】
- ・ストレスチェックにおける「働きがい」の平均点について、3.0以上を維持する。
【令和7年度：3.5】
- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を目指す。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、白河警察署や中島駐在所等と連携を図り、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

¹ ※非常勤講師及び産前産後休暇・育児休業者を除く

○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・給食費の公会計化について、引き続き継続する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会から学校へ発出する文書の精選に努めるとともに、校務支援システムの機能等を活用することによって、学校の調査回答に係る事務負担を軽減する。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・緊急時や自然災害時等の体育館の地域開放等の管理業務について、教育委員会において管理する。

○校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・令和8年度中に、各学校は学校や地域の実態に応じて、勤務開始時刻や勤務終了時刻と大きな乖離が生じないように、開錠時刻、施錠時刻の設定について見直しを図る。設定に当たっては、児童生徒及び保護者にも周知して、理解と協力を求める。
- ・令和8年度中に、教職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の教職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・平日の部活動及び週末の部活動については、「中島村立中学校部活動の在り方に関する方針」に基づき活動し、特に適切な休養日や練習時間の設定等について徹底を図り、活動時間等の適正化を進める。
- ・令和12年度までに、原則、休日のすべての部活動の地域展開を目指す。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・学習支援員やスクールサポートスタッフの配置に努め、教員の授業準備や採点作業等の負担を軽減する。
- ・ICTやICT支援員、校務支援システム等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・小5、小6の英語の授業において、ALTなどを配置し、教職員の負担を軽減する。

○学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・各学校は、学校行事の精選や準備・運営の見直しを図る。特に、過度に練習時間を確保しないようにする。
- ・教員と事務職員、教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に生徒指導関係の校内会議などに参加してもらい、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの有する専門的な知見を活用し教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・特別支援教育支援員等の専門的な人材を教育事務所と連携し学校へ派遣する。
- ・特別支援教育に関する研修会を教育委員会が主体となって開催する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校運営に関する方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を位置づけ、保護者や地域との連携を図り、業務の分担の見直しや適正化を図る。また、学校評価に業務改善に関する項目を設定し、教職員が自らの業務の在り方を振り返るとともに組織的な改善と教育の質の向上を実感できる学校運営を進める。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、教育委員会と各学校との「教育課程編成会議」を位置づけ、年度当初の計画段階で、原則標準授業時数で計画し、大幅に上回って編成することがないようにする。標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・年間を通して5校時の日を計画的に位置づけたり、日課表を工夫したりすることにより、放課後の活動が可能な限り勤務時間内に設定できるようにする。
- ・常に、学校における働き方の観点を踏まえた適切な校務分掌の見直しにより、学校運営の改善を図る。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・現在設置している勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を活用する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するために、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・継続して1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教職員に対して、勤務時間や勤務状況等を適切に把握した上で健康障害防止に必要な場合には、希望する者に対して医師による面接指導が実施できるよう、労働衛生安全法に基づく医師による面接指導の実施体制を整備する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・原則として、いわゆるお盆期間を含めた1週間程度（週休日を含む）及び年末年始6日間（12月29日から翌年1月3日）を学校閉庁日とし、さらに、長期休業期間中は定時退勤の徹底を図ることで、管理職も含めた教職員全員がしっかり休める環境を実現する。
- ・令和8年度中に、各学校における定時退校日を週1日設定するよう推進する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数や連続して取得できるよう、各学校に対して取得を

促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

・取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・学校での児童生徒等の支援及び教職員の業務支援に当たる支援員の確保に努める。

・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本村で実施しているストレスチェックの結果から把握する。

・定例園長・校長会議において各月の時間在校時間を報告し、教職員の業務量・健康確保に努める。

・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、村内校長会や教頭会において適切な指導助言を行うなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を推進する。

・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。